最近の官庁営繕行政について

- 1.「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(H29.1.20) を受けた取組状況
- 2. 営繕工事における働き方改革の取組について
- 3. 営繕工事における生産性向上技術の活用について
- 4. 官庁営繕における脱炭素社会の実現に資する取組
- 5. 霞が関地区の主な整備状況



1.「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(H29.1.20)



国土交通省

続 的 な 直 注 者 0 理 解 促 進 等 を 义

を受けた取組状況 (R3.8時点)

〇 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会)において、 国土交通省が当面実施すべき施策について提言された。その主な取組状況は、以下のとおり。

答申 Ⅳ. 当面実施すべき施策

(1)発注者の役割の理解の 促進

主な取組

「公共建築工事の発注者の役割」解説書の作成・公表

(H29.6 第一版、H30.10 第二版、R3.7 第三版)

技術基準等に関する情報提供(H29.1~)

「営繕積算方式」活用マニュアル(R3.4改訂)、入札時積算数量書活用方式(H29.4)、 週休2日モニタリング工事に係る取組

働き方改革に関する情報提供

「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」の作成・公表(R2.3)

(2)技術基準等の整備・活用と 人材育成の促進等

先進的取組等の情報提供(H29.5~)

「公共建築工事の発注者の先進的取組・新たな業務内容等の取組事例集」の 作成・公表(H30.5、H31.3 第2版)

「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」の作成・公表(R3.7)

(3)個別の公共建築工事の適切な発注と実施に資するための環境の整備

発注者支援に関する環境整備(H29.5~)

- ·「発注者支援業務等業務委託様式事例集」の作成·公表(R元.6)
- ・「公共建築工事総合評価落札方式適用マニュアル・事例集」の作成・公表(R2.7 第2版)

(4)発注者間の協力や連携の 促進等 「全国営繕主管課長会議」等の開催(H29.5~)

「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き」の作成(H29.7)

上記(1)~(4)共通

ポータルサイトの開設(H29.4)

「公共建築工事の発注者の役割」解説書(第三版)※ 向和3年7月改定



「公共建築工事の発注者の役割」解説書の概要

〇「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会) において明確にされた「公共建築工事の発注者の役割」^{※1}について、発注者の理解の促進を 図るため、平成29年6月に解説書を作成、平成30年10月に改定(第二版)^{※2}

(解説書の主な内容)

- ・発注者の役割に関する解説
- ・国土交通省の官庁営繕事業における運用事例
- ・参考資料のタイトル・URL(技術基準、ガイドライン等)
- ※1 A:企画・予算措置を行う事業部局との連携 B:公共建築工事の発注・実施
- ¦※2 発注者が参照しやすいよう、発注者の役割ポータルサイトに 参考資料のリンクー覧を掲載 ¦ 発注者の役割ポータルサイトURL<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html>
- 本解説書については、<u>発注者のニーズを踏まえた検討成果や時代に応じた新たな内容を追加する</u>など、継続的に見直すこととしている。

今回の改定概要

○ <u>令和元年に新・担い手3法が施行される</u>とともに、これを受けた各種ガイドライン類や技術基準等の作成、 改定が行われたことから、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏ま え、令和3年7月に第三版として解説書を改定

(※担い手3法:公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律)

<本文への追記>

- ・建築設計業務における働き方改革の取組
- ・中央建設業審議会の「工期に関する基準」に即した工事の工期とする必要性
- 施工時期の平準化の必要性
- ・適正な予定価格の設定に関する取り扱い等

<参考資料の追加>

- ·「発注者支援業務等業務委託様式事例集」
- 「地方公共団体におけるピュア型CM活用方式ガイドライン」
- ・「建築設計業務等変更ガイドライン(案)」 等
- 今後も引き続き、多様な発注者のニーズや時代に応じた新たな内容を追加するなど、継続的な見直しを行う

災害に強い官公庁施設づくりガイドライン



課題 近年の自然災害の激甚化、頻発化により、<u>官公庁施設が被災した事例</u>も見受けられる。<u>水災害の</u> 更なる頻発化・激甚化が懸念される中、日常生活に密接に関係する行政機能の場であり、災害時 において災害応急対策活動の拠点となるなど国民や地域住民にとって重要な役割を担っている<u>官公</u> <u>庁施設は、災害に強いものとしていくことが必要。</u>

対応 官公庁施設の防災機能の確保を検討する際の参考となるよう、 <mark>官庁営繕の防災に係る技術基準 やソフト対策、事例などをパッケージ化</mark>したガイドラインを作成(令和2年6月)し、国、地方公共 団体の営繕部局、施設管理部局の担当者等で活用。

令和3年7月に中央省庁、都道府県・政令市共通のガイドラインとして策定。

災害に強い官公庁施設づくりガイドライン

ガイドラインの構成

はじめに

施設の位置の選定

施設整備上の対策

施設運用管理上の対策

災害発生時の営繕部局の役割

附録(整備事例、URL一覧など)



施設整備上の対策の例

官庁施設における

地域防災倉庫との合築 ▶





施設管理上の対策の例

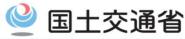
■津波避難ビルに指定された庁舎での避難訓練



官庁施設の被災状況調査



2. 営繕工事における働き方改革の取組について(令和3年度)



建設業の働き方改革における今後の取組の方向性を受け、営繕工事における働き方改革の取組をパッケージ化

建設業における取組

建設工 適正な工期設定・ 施工時期等の平準 化 おける適

正

な

工期設定等の

ため

め

ガ

イドラ

イ

第

次

改訂

必要経費への しわ寄せ防止の徹底

生産性向上

下請契約における 取組

適正な工期設定等に 向けた発注者支援の 活用

営繕工事における取組

(凡例:令和3年度からの取組-下線·太字)

- 適正な工期設定
 - 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」を踏まえた適切な工期設定。必要な工期延期(受注者の責によらない場合の対応の徹底)
 - 各工程の施工期間の確保 (監督職員が実施工程表で確認。概成工期を発注時に設定)
- 週休2日の推進
 - 公共建築工事標準仕様書等において原則週休2日を適用
 - ・週休2日促進工事 (4週8休を前提とした労務費補正・モニタリングによる改善) を実施(新築工
- 〇 施工時期等の平準化
 - ・債務負担行為の積極活用 (適正な工期確保、完成時期の分散化にも寄与)や余裕期間制度の 原則活用
- 予定価格の適正な設定
 - ・営繕積算方式において法定福利費・安全衛生経費を適切に計上
 - 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要な現場での対策や、工事の一時中止の費用を適切に
- ○ICTの積極的な活用等
 - ・施工BIMの試行 ・設計から施工まで一貫したBIMの活用に向けた試行 ・BIMガイドラインの改定
 - PFI事業において、維持管理段階までの一貫したBIMの活用に向けた試行
 - 情報共有システムの活用 (機能要件の明確化、原則全ての工事で発注者指定により活用、全ての設計) 業務で適用可能) ・電子小黒板の活用 (原則全ての工事で活用) ・WEB会議等の活用
 - ・発注・完成時の評価による生産性向上技術の導入促進 設計段階から個別の生産性向上技術の活用 ・生産性向上に配慮し改定した仕様書の適用
 - · 建設現場の遠隔臨場の試行拡大及び要領の作成 · ICT建築土工の試行
- ○書類の簡素化
 - ・書類の簡素化、省略・集約可能な書類等の明確化
 - ・工事・業務関係書類等の押印・署名廃止、オンライン化
 - 国の統一基準として工事の標準書式を制定
- 関係者間調整の円滑化 (建築固有の対応)
 - ・設計者から施工者等への遅滞ない設計意図伝達 (報告等の期限を遵守する旨を規定)
 - ・関連する工事間での納まり等の調整を効率化 (施工図作成ガイドラインやBIMの活用)
 - 関係者間の情報共有や検討を迅速化 (会議の早期開催、ASP等の活用)

3. 営繕工事における生産性向上技術の活用について



■取組の背景

■未来投資戦略2018(抜粋)

i-Constructionの深化に向け、来年度までに橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理、建築分野を含む全てのプロセスに対象を拡大する。

官庁営繕工事において、本年度中に施工段階の BIM*をはじめとした<u>施工合理化技術の採用を発注者</u> <u>側が指定する試行</u>を行い、<u>発注・完成時の評価項目へ</u> <u>の反映</u>を行うとともに、<u>BIM ガイドラインを改定</u>する。

※:BIM(Building Information Modeling)

■活用方針の概要

2020 年度の取組

- ①BIMの新たな取組
 - ・官庁営繕事業における設計から施工まで一貫したBIMの活用 に向けた試行
 - ·施工BIMの活用(試行)
- ②施工合理化技術の更なる導入促進
 - ・発注・完成時における施工合理化技術の評価・加点
 - ・設計段階から個別の生産性向上技術の活用を指定(試行)
- ③情報共有、打合せ等の更なる円滑化
 - ・情報共有システムの活用を設計業務へ拡大(試行)
 - ・テレビ会議等の活用、建設現場の遠隔臨場の試行
- ④ICT建築土工の試行継続

■成長戦略フォローアップ(令和3年6月)(抜粋)

「建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン(第1版)」(令和2年3月31日建築 BIM 推進会議決定)に基づき、官民等が発注する建築設計・工事等に BIM を試行的に導入し、コスト削減・生産性向上等の効果検証や、運用上の課題抽出を行い、その結果を踏まえ、2021年度中にガイドラインの改定に向けた検討を行う。

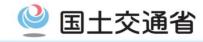
2021 年度の取組 太字・下線: 2021年度新規の取組

- ①BIMの新たな取組
 - ・官庁営繕事業における設計から<mark>維持管理段階まで</mark>一貫した BIMの活用に向けた試行
 - ・施工BIMの活用(試行)
- ②施工合理化技術の更なる導入促進
 - ・発注・完成時における施工合理化技術の評価・加点
 - ・設計段階から個別の生産性向上技術の活用を指定(試行)
- | ③情報共有、打合せ等の更なる円滑化
 - ・情報共有システムの活用<u>(工事において原則*発注者指定</u> により活用) ※小規模のもの、エ期の短いもの等を除く
 - ・テレビ会議等の活用、建設現場の遠隔臨場の試行<u>案件</u> 拡大)及び要領の作成
- ④ICT建築土工の試行継続

工事・業務関係書類等の押印・署名廃止、オンライン化(活用方針以外)

地方公共団体、民間への展開 ⇒全国営繕主管課長会議、業界団体等へ情報共有、HPへ掲載

2021年度 官庁営繕事業における生産性向上技術の活用等



BIMの取組

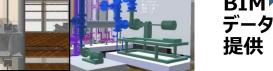
)官庁営繕事業における一貫したBIMの活用(試行・<mark>拡充</mark>)

設計段階









・提供されたデータを元に施工BIMの実施





提供されたデータの維持管理段階で

情報共有、打合せ等の更なる円滑化

- ●情報共有システムを原則発注者指定により活用
- ・原則全ての営繕工事※で情報共有システムを活用



成果図書の一部をBIMで作成・納品

情報共有システムを活 用した工事では電子検 杳を実施

※小規模のもの、工期の短いもの等を除く

- ▶営繕工事における建設現場の遠隔臨場 の試行拡大及び要領の作成(新規)
- ・「監督職員の立会い」を必要とする作業の一部に遠隔臨場を適用 する試行案件を拡大



受発注者の作業効率化 契約の適正な履行としての 施工履歴の管理の実施



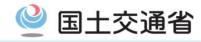
効果等を把握

試行結果を踏まえ、要領を作成

工事・業務関係書類等の押印・署名廃止、オンライン化

- ▶工事・業務関係書類については、署名又は押印を廃止する。
- ●工事・業務において、設計図書等により書面で行うこととしている「指示」、「承諾」、「協議」等の手続きについては、原則として、<mark>電子メール、情報共有システム等により行うこととする。</mark>
- ●工事・業務において、書面手続に電子メール又は情報共有システムを利用した場合は、電子データを 利用した検査を行う。

4. 官庁営繕における脱炭素社会の実現に資する取組



ZEBの取組

官庁営繕事業においては、更なる温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進するために、 ZEBの実現に取り組むこととしている。

- ・平成28年5月の地球温暖化対策計画で「2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現することを目指す。」と定められた。
- ・菅総理が、令和2年10月に「<u>2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ</u>にする」こと、令和3年4月に地球温 暖化対策推進本部で「<u>2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減</u>を目指す」ことを表明。

■先行事例

○大阪第6地方合同庁舎(仮称)において、 設計段階でZEB Orientedを達成しており、現在施工中。

【概要】・建設場所 大阪市中央区大手前三丁目3番10

・延べ面積 約48,700㎡

・構造規模 RC造 (一部S造) 地上14階地下1階

・完成予定 令和4年9月



- ■今後の取組:より一層のZEBの推進に向けて、以下の取組を進めることとしている。
 - ○低コスト化のための技術開発の動向等を踏まえつつ、<u>今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented</u> とし、ノウハウを蓄積しつつ、2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現することを目指す。
 - ○各府省庁等におけるZEBの実現に寄与するため、<u>先進事例のノウハウをまとめた事例集等を作成し共有す</u>るとともに、得られた技術情報を基に、官庁施設整備に適用する基準類の見直しを進める。

木材利用促進法の改正

(令和3年10月1日施行)

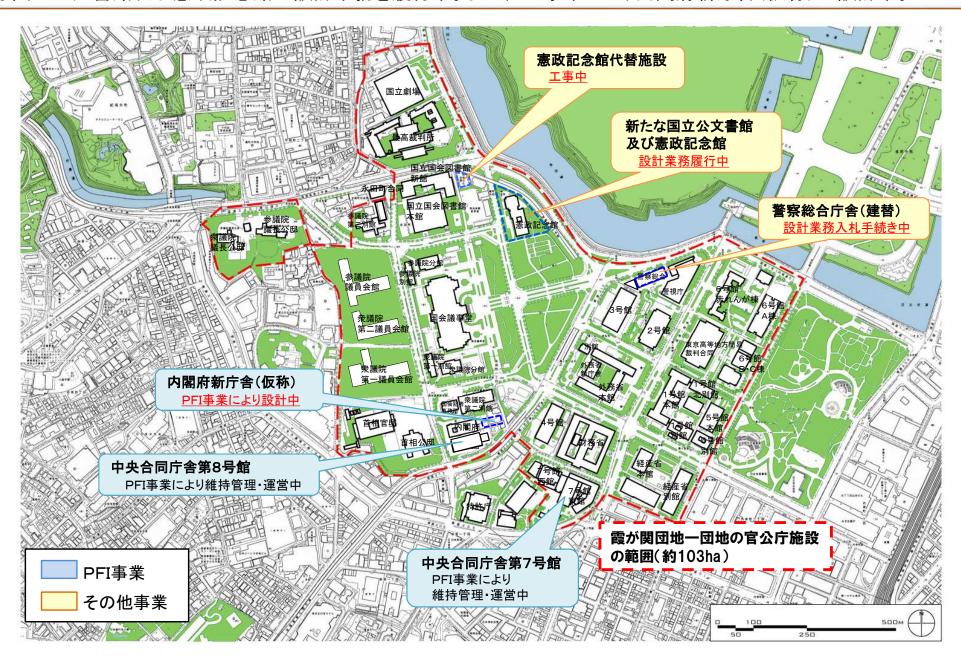
令和3年6月11日、改正「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が成立

- ・題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正。
- ・公共建築物から建築物一般へ対象が拡大。
- ■今後の取組:建築物一般の木材利用の促進に向けて、<u>官庁施設の木造化・木質化をより一層推進する</u>。

5. 霞が関地区の主な整備状況



平成20年6月答申「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」等を踏まえ、官庁営繕部は霞が関地区の官庁施設整備を推進。 新たな国立公文書館及び憲政記念館の設計業務を履行中。また、PFI事業により内閣府新庁舎(仮称)の設計中。



○主要事業の概要



■新たな国立公文書館及び憲政記念館

〇「新たな国立公文書館建設に関する基本計画(平成30年3月 内閣府特命担当大臣決定)」に基づき、国会前庭に、 「国のかたちや国家の記憶」を伝え将来につなぐ「場」を新たに整備

事業概要

場所:国会前庭

(憲政記念館敷地)

階数:地上3階地下4階

面積:約42,421㎡

(憲政記念館・駐車場を含む面積)

今後の予定:

~R3年度 実施設計

R3年度~ 憲政記念館取りこわし、

埋蔵文化財調査、

建設工事

R10年度末 開館

(R2~3年度 憲政記念館代替施設建設)

設計の考え方(「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」関連)

- 〇霞が関地区に立地する施設としてふさわしい外観計画
 - ・公文書の重要性を象徴するようなデザイン・国会議事堂との調和 国立公文書館の外観は、国会議事堂と同系色の石を使用し、所蔵資料を守り 保存する使命を重厚感と陰影のある意匠で表現。
 - ・両館の独自性への配慮・憲政記念館(現建物)の特徴の継承 憲政記念館の外観は、近代建築材料(金属・ガラス)を基調。
- 〇霞が関地区の良好な景観形成
 - ・地区全体の景観形成への配慮 皇居を中心としたすり鉢状のスカイライン形成への配慮から、低層にて計画
 - ・緑の連続性への配慮 西側道路沿いの既存樹木の保存も含めた、緑地空間の確保





国立公文書館 北側からの鳥瞰



国立公文書館(左)及び憲政記念館西側外観

○主要事業の概要



■内閣府新庁舎(仮称)

- 〇内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成27年) 附帯決議(※)を踏まえ、内閣府にて施設整備を決定
 - (※)各所に分散している内閣官房及び内閣府の事務棟について、両組織の機能強化及び業務の効率的な遂行に資するよう、更なる集約化に取り組むこと

事業概要

事業方式:PFI事業(BTO方式)

事業内容:新庁舎の整備(付属施設を含む)、

内閣府庁舎等の改修等、

新庁舎、内閣府庁舎、8号館等の維持管理・運営

場所:東京都千代田区永田町1-6-1他

階数: 地上12階地下2階 面積: 約23,450㎡

スケジュール:

R2年度 PFI事業契約締結

R7年度 施設完成予定

R21年度 PFI事業終了予定



新庁舎計画地



提案イメージ図